

例) 自立支援医療(育成医療・更生医療)の支給認定

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

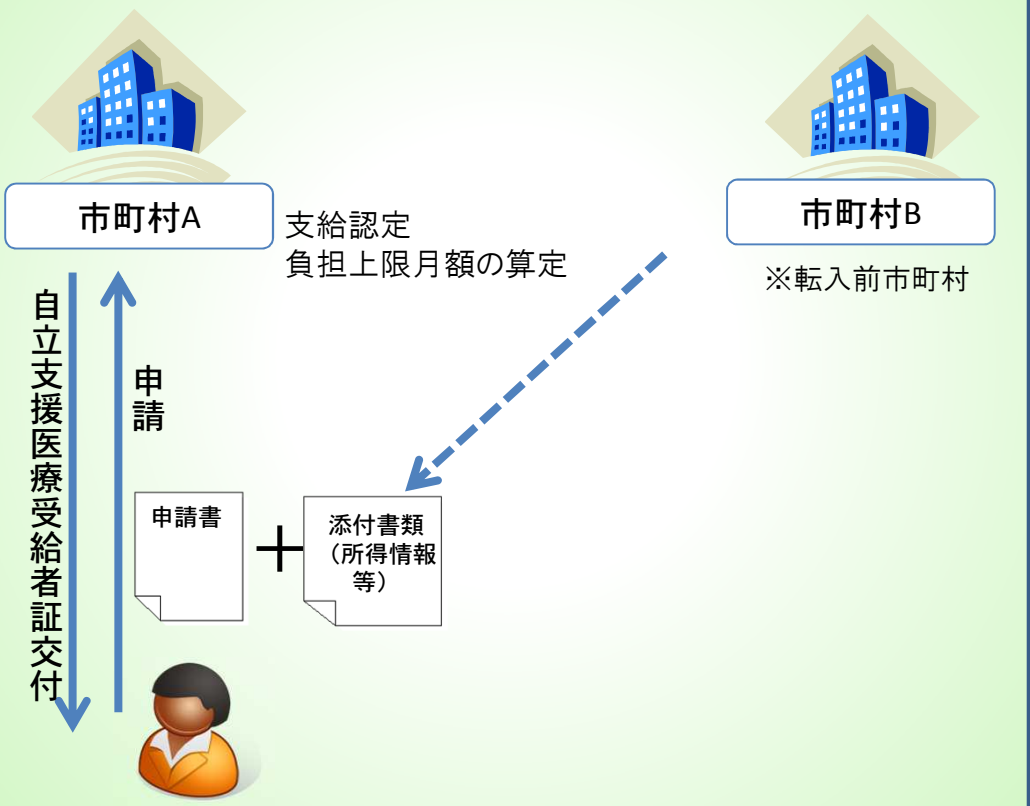
1. 番号利用の概要

申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給認定の申請を受ける際に対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

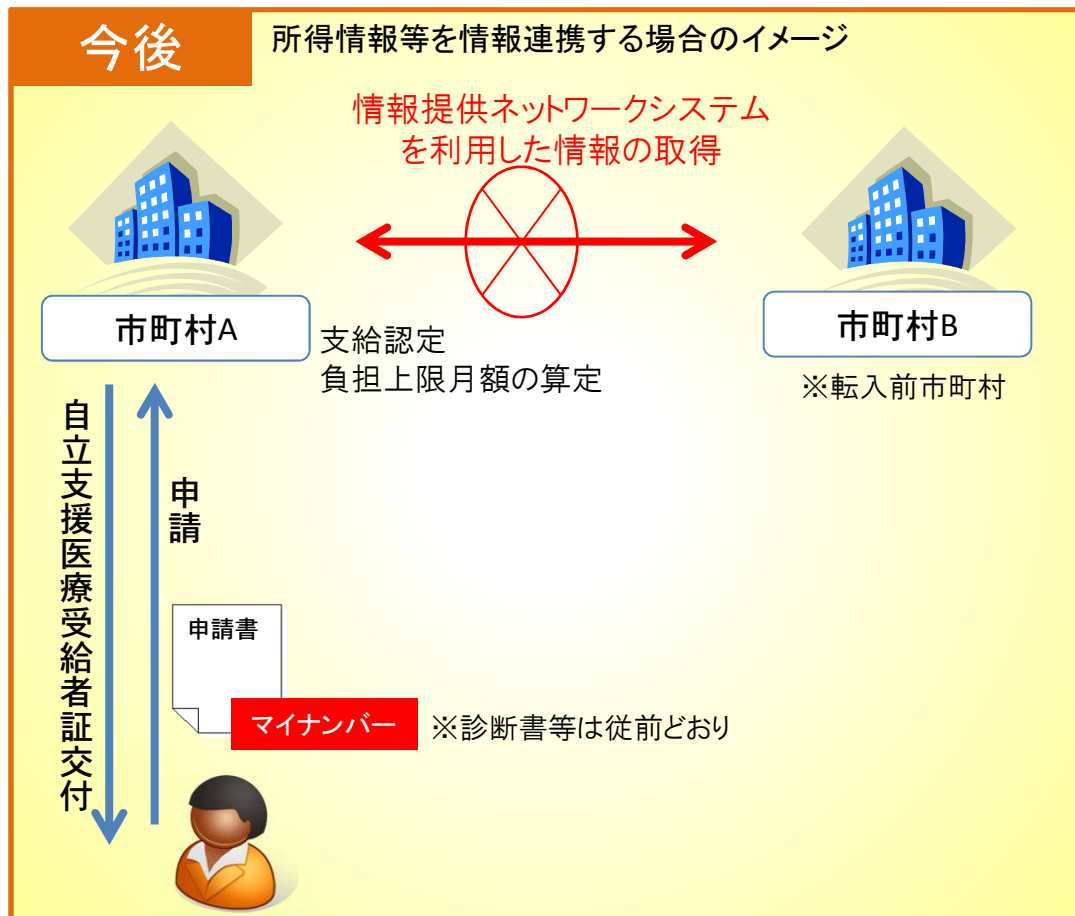
2. 情報連携の概要

支給認定を行うに当たって、利用者負担の上限月額を算定する際、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(転入前市町村から)等を取得する。

現状



今後



例) 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

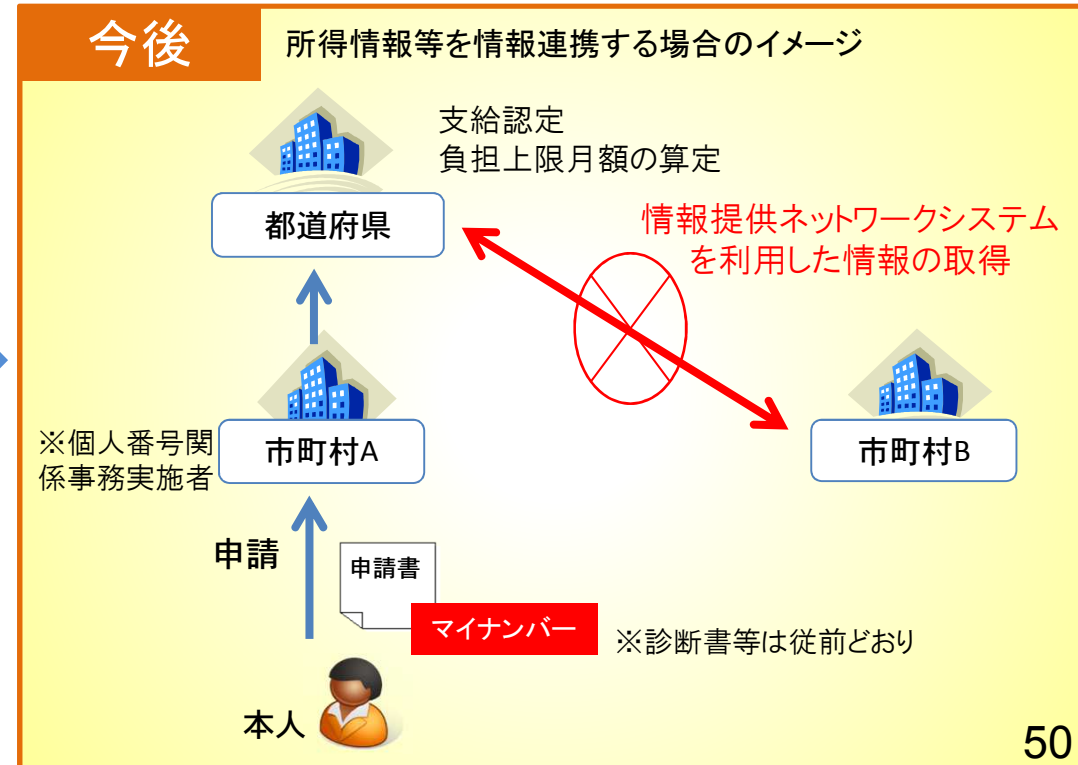
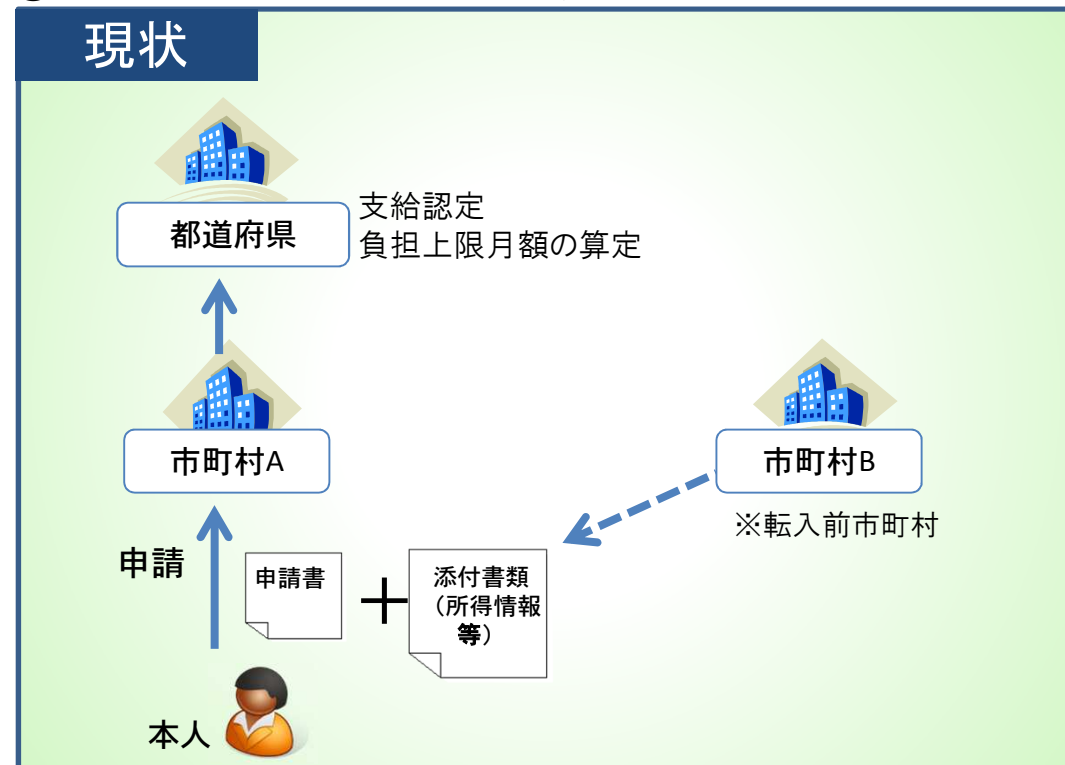
申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給認定の申請を受ける際に対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

支給認定を行うに当たって、利用者負担の上限月額を算定する際、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(転入前市町村から)等を取得する。

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務は、都道府県知事が実施することとされているとともに、申請書の提出等は、居住地の市町村長を経由して行うこととされている。情報提供ネットワークシステムを利用した転入前市町村との地方税関係情報等の情報連携は、一般的には、支給認定を行う都道府県知事が実施する。
また、都道府県知事の手続きは、障害者総合支援法及び同法施行令により政令指定都市に委任されている。

①都道府県知事が事務を行う場合



※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

②政令指定都市が事務を行う場合

現状



政令指定都市

支給認定
負担上限月額の算定



市町村B

※転入前市町村

自立支援医療受給者証交付

申請

申請書

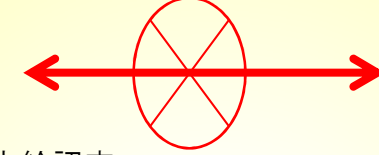
添付書類
(所得情報
等)



今後

所得情報等を情報連携する場合のイメージ

情報提供ネットワークシステム
を利用した情報の取得



政令指定都市

支給認定
負担上限月額の算定



市町村B

※転入前市町村

自立支援医療受給者証交付

申請

申請書

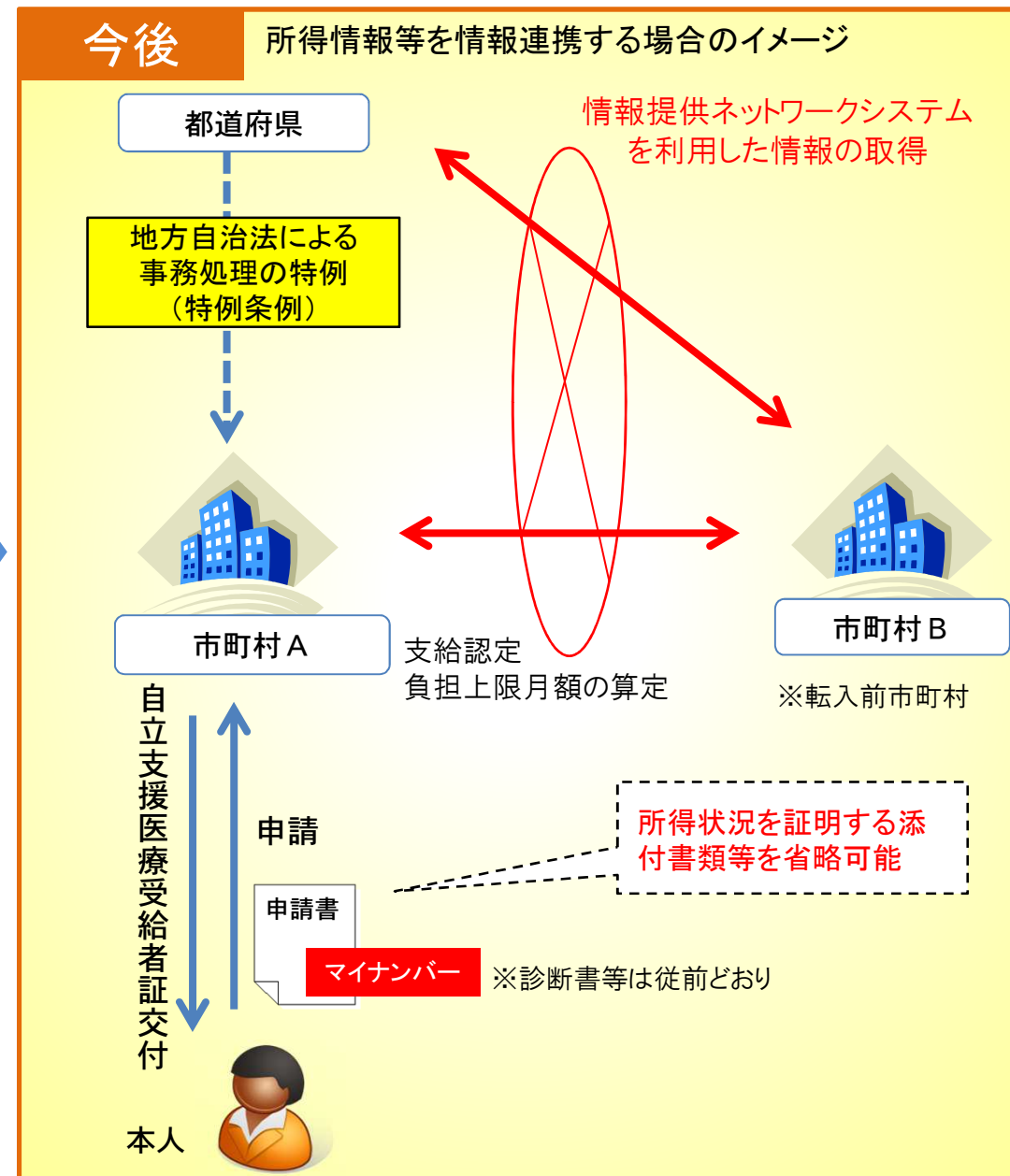
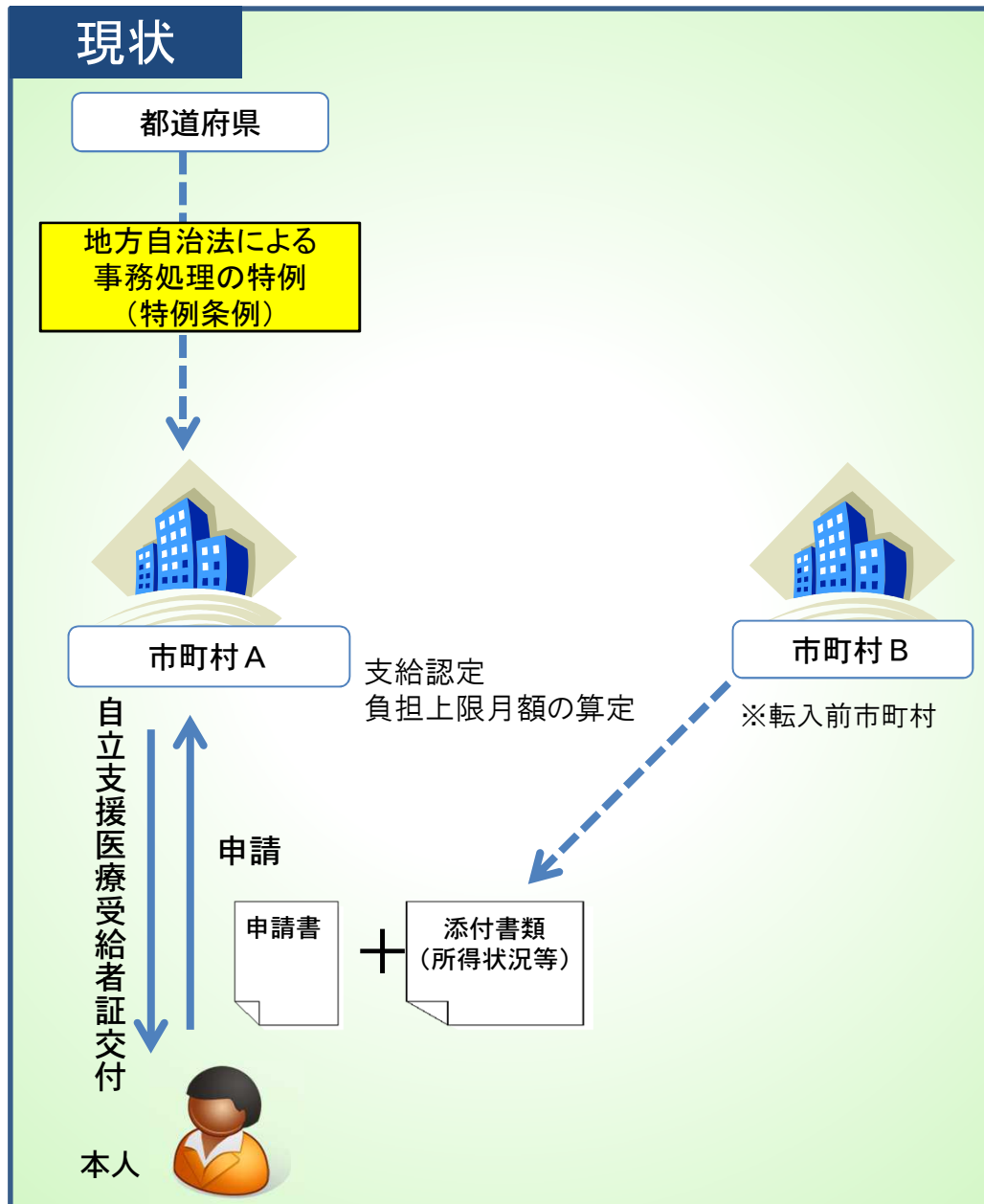
マイナンバー

※診断書等は従前どおり



※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

③ 条例による事務処理の特例により、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村が処理している場合



番号利用・情報連携の概要

－ 児童福祉 －

児童福祉分野におけるマイナンバー利用・情報連携

主な手続の例		マイナンバーの利用例 (番号利用法別表第1)	情報提供ネットワークシステムを利用した 他の行政機関等との情報連携の例 (番号利用法別表第2)
児童扶養手当	申請、認定	申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	児童扶養手当の支給のための審査の際に、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。
	現況届	届出書にマイナンバーの記載欄を追加し、現況届の届出の際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	児童扶養手当の現況届の審査の際に、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。
小児慢性特定疾病医療費の申請、支給		申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	小児慢性特定疾病医療費の支給のための審査の際に、情報提供ネットワークシステムを利用して、住民票関係情報、地方税情報等(市町村から)を取得する。

児童福祉分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 児童扶養手当の支給申請、認定

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

児童扶養手当の支給申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。

①市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合

